

特許庁工業所有権制度改正審議室 室長 山田正人 殿
特許庁意匠課意匠制度企画室 室長 山田繁和 殿
(送付経由: 特許庁意匠小委事務局 (審議室))

平成24年10月1日
意匠制度小委員会委員 吉井 剛
(平成23年度 日本弁理士会
意匠担当副会長)

意 見 書

—国際登録に関する対応—

前略 平素より大変お世話になっております。

今年度の意匠制度小委員会検討議事「国際登録に関する対応」について、小職の所属団体である日本弁理士会の意見を、以下のとおり提出致します。よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。 草々

1. 国内意匠登録原簿の設定

日本指定の国際登録について、日本独自の意匠登録原簿の設定が必要である。日本独自の関連意匠登録、専用実施権、質権等の設定の登録事項が必要であるため（国際登録簿には記載欄がない）。

2. 国内法が認めない事項の国際登録原簿への記載

日本の法制度上認められない事項の登録申請があったとき、その申請が日本では認められない旨を国際登録簿に掲載してほしい。例えば、企業Xが所有する国際登録意匠A及びBが類似する意匠である場合、国際登録Bを企業Yに移転できる。しかし、日本では関連意匠であるためBのみをYに移転できない。この場合、国際登録簿に、日本では意匠BはX社所有のままで、Y社への移転は無効である旨を反映（記載）してほしい。

3. 登録意匠公報の発行

日本独自の登録公報（日本分類を付したもの）を日本語で発行することを希望

する（あくまでも日本の意匠権は、日本独自の公報で公示されるべき）。例えば、国際登録意匠の図面が斜視図のみの場合、日本審査移行後、補正により図面の内容が変化するため、日本で登録された意匠の内容を公示する必要がある。また、調査ツールとしての利便性を図るため。

4. 登録意匠の特定

国内において図面が補充された場合、国際登録簿掲載の図面と国内審査後の図面とのいずれが日本での権利を特定するものであるか明確にして頂きたい。

以上